

逗子市放課後児童クラブ指定管理者の指定について

1 選定の経過

(1) 第1回逗子市放課後児童クラブ指定管理者選定委員会

ア 開催日時 令和3年10月14日(木) 15時30分～16時30分

イ 会議内容

指定管理者の選定については、現在の指定管理者が受託後一度の更新を挟み9年以上事業を実施しているところであるが、この間に保護者会との意見交換や共通認識の醸成、問題点の聴取等を行い、個別の苦情対応等を含め、所管である保育課と共に事業運営に携わっており、法令・条例その他規定に基づき、おおむね適切に運営していることから、逗子市放課後児童クラブ条例第5条第3項「当該期間における実績及び入所児童の保護者の意見等により適切に運営されていると認められるときは、更新を妨げない」の規定により、現在の指定管理者を指名して選定審査を行うものとし、審査の結果、基準に満たない場合は、改めて公募等による指定管理者の選定を行うものとした。

また、逗子市放課後児童クラブ指定管理者募集要項(指名型)及び審査基準について審議し、1項目につき4点満点とし、全25項目100点満点の各委員の平均点が60点以上を合格とし、審査委員の過半数が0点とした評価項目が1項目以上ある場合は、その事業者は失格となることを決定した。

(2) 募集公示期間 逗子市告示第146号

令和3年10月18日から10月22日まで

(3) 申請状況

令和3年10月18日に指名団体である特定非営利活動法人波の子、株式会社創英コーポレーションから、令和3年10月20日にライクアカデミー株式会社から申請書及び申請に必要な書類が提出された。

(4) 第2回逗子市放課後児童クラブ指定管理者選定委員会

ア 開催日時 令和3年11月4日(木) 13時30分～16時30分

イ 会議内容

① 書類審査

各クラブの事業計画、入所のしおり、団体実績調書等の記載事項を中心に審査した結果、各団体のコンセプトが反映され、それぞれに特色のある運営がされて

おり、年間行事やデイリープログラムにも施設の立地や環境による各クラブの個性が表れ、概ね良好に運営されていることが認められた。また、各団体の財務状況については、協力者である税理士より、各団体とも収益性に問題はなく、短期安定性、長期持続性においても概ね良好な運営がされているとの分析、評価報告を受けた。

② 公開ヒアリング（プレゼンテーション）

特定非営利活動法人波の子、株式会社創英コーポレーションは各 10 分、ライクアカデミー株式会社は 3 クラブであることから 20 分のプレゼンテーションの後、委員からの質疑応答を実施した。各団体とも次期指定管理に向けての意欲が感じられ、各クラブの児童とのかかわり方や、集団として力を入れ取り組んでいる遊びなど、児童の生活の場としてのクラブが活発に運営されているとの報告を受け、良好な運営が行なわれていることを確認した。

③ 保護者からのアンケート結果について、保育課から報告した。

令和元年度の全体評価は各団体の「非常に良い」「良い」の回答が62.5%から96.2%であったが、令和2年度は70.7%から97.7%と上昇傾向であり、概ね良好な結果となっていることを確認した。

## 2 評価結果

審査対象クラブ名	指名団体名	得点 (平均点)
逗子小学校区放課後児童クラブ	ライクアカデミー株式会社	79.875
沼間小学校区放課後児童クラブ	ライクアカデミー株式会社	80.75
久木小学校区放課後児童クラブ	ライクアカデミー株式会社	81.125
小坪小学校区放課後児童クラブ	特定非営利活動法人波の子	78.5
池子小学校区放課後児童クラブ	株式会社創英コーポレーション	72.125

各指名団体の平均点が 60 点を超えていること及び各評価項目において、委員の評点の平均が 0 点の項目がないため、全ての団体を指定管理者候補者として選定した。

放課後児童クラブ指定管理者選定委員会委員等名簿

委員長	教育部長
副委員長	教育部次長（子育て担当）
委員	学校教育課長
委員	保育課長
アドバイザー	小学校校長会代表
協力者	税理士

逗子市放課後児童クラブ指定管理者選定委員会運営規程（平成 28 年  
逗子市訓令第 20 号）

# 逗子市放課後児童クラブ指定管理者

## 募集要項（指名型）

令和3年10月18日

逗 子 市

## 目次

1	指定管理者募集の趣旨	1
2	指定管理者の選定方法施設の設置目的	1
3	施設の設置目的	2
4	対象施設の概要開所時間及び休所日等	2
5	開所時間及び休所日等	2
6	指定管理者が行う業務の範囲指定期間	3
7	指定期間	3
8	経費に関する事項指定管理者の募集に関する事項	3
9	指定管理者の募集に関する事項	4
10	協定に関する事項	7
11	指定管理業務の継続が困難となった場合の措置	8
12	損害賠償等	8
13	業務の委託等	9
14	原状回復及び事務引き継ぎ	9
15	リスク分担	9
16	その他	10
17	問い合わせ先	10

## 1 指定管理者募集の趣旨

逗子市では、逗子市放課後児童クラブ条例（平成 23 年条例第 27 号。以下「条例」という。）に基づき、逗子市放課後児童クラブ（以下「児童クラブ」という。）の指定管理者の選定を実施します。

児童クラブは、平成 24 年 4 月から指定管理者制度による管理運営を行っており、今回は第 3 期の指定管理者を選定するためのものです。

## 2 指定管理者の選定方法

指名型プロポーザル方式とし選定委員会による提案審議を行います。

### (1) 指名団体

ア ライクアカデミー株式会社（逗子小学校区放課後児童クラブ、沼間小学校区放課後児童クラブ、久木小学校区放課後児童クラブ）

イ 特定非営利活動法人波の子（小坪小学校区放課後児童クラブ）

ウ 株式会社創英コーポレーション（池子小学校区放課後児童クラブ）

### (2) 選定委員会

条例及び逗子市放課後児童クラブ指定管理者選定委員会運営規程に基づき、選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置します。

### (3) 選定方法

選定委員会は本要項等に基づき、申請者から提出される提案書、公開ヒアリング（プレゼンテーション）等により審議を行い、逗子市放課後児童クラブの指定管理者として適切かつ確実に管理することができるかと認められるかの判断をします。

### (4) 指定管理者候補者の決定等

市は、選定委員会の結果を受け、指定管理者候補者を決定し、速やかに申請者に通知するとともに市のホームページに掲載します。

### (5) 指定管理者の指定

市は、指定管理者の選定結果について議会の議決を得て、指定管理者の指定を行います。

### (6) 基本協定等の締結

指定管理者候補者と基本協定及び年度協定を締結します。

## 3 施設の設置目的

児童クラブは、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 2 項の規定に基づき、

就労等により保護者が昼間家庭にいない児童に、適切な遊びと家庭に代わる生活の場を与え、その健全な育成を図るために設置するものです。

#### 4 対象施設の概要

学区	名称	所在地	施設の概要	令和3年度4月 入所児童数
逗子	逗子小学校区 放課後児童ク ラブ	逗子市逗子4丁目2番11 号 (逗子文化プラザ市民 交流センター内)	鉄筋コンクリート造 地下1階、地上3階の1 階部分の一部 延床面積 129 m <sup>2</sup>	86名
沼間	沼間小学校区 放課後児童ク ラブ	逗子市沼間1丁目2番20 号 (東逗子駅前再開発用 地)	鉄骨プレハブ造 平屋 延床面積 219.6 m <sup>2</sup>	72名
久木	久木小学校区 放課後児童ク ラブ	逗子市久木7丁目2番1 号の2 (久木中学校体育館横)	軽量鉄骨構造 平屋 延床面積 140 m <sup>2</sup>	76名
小坪	小坪小学校区 放課後児童ク ラブ	逗子市小坪5丁目21番 15号 (小坪小学校区コミュ ニティセンター隣)	軽量鉄骨構造 平屋 延床面積 110 m <sup>2</sup>	63名
池子	池子小学校区 放課後児童ク ラブ	逗子市池子3丁目9番2 号 (池子小学校隣)	軽量鉄骨構造 平屋 延床面積 104 m <sup>2</sup>	56名

#### 5 開所時間及び休所日等

##### (1) 開所時間

曜日等	通常の開所時間	延長する開所時間
平日	授業終了時から午後6時まで	午後6時から午後7時まで
学校休業日	午前8時から午後6時まで	午後6時から午後7時まで

ただし、指定管理者は条例に基づくところにより、特に必要があると認めるときは市の承認を得て、これを変更することができます。

##### (2) 休所日

ア 日曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

ウ 12月29日から翌年の1月3日まで（前号に掲げる日を除く。）

エ その他市長が定める日

ただし、指定管理者は条例に基づくところにより、これを臨時に開所又は休所することができます。

## 6 指定管理者が行う業務の範囲

詳細は、関係法令並びに逗子市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成27年逗子市条例第5号）をはじめとする逗子市条例、逗子市放課後児童クラブ条例施行規則（平成23年逗子市規則第26号）及び逗子市放課後児童クラブ事業運営要領（平成19年4月1日施行）によります。

- (1) 入所している児童の安全の確保と健全な育成に関する業務
- (2) 施設及び付属設備の維持管理に関する業務
- (3) 保育料の徴収事務について
- (4) 学校、地域、保護者会等との連携に関する事務

## 7 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年間）

ただし、指定期間であっても、条例第10条に該当するときは、指定を取り消し、又は期間を定めて管理の全部若しくは一部の停止を命じることがあります。

## 8 経費に関する事項

### (1) 運営に関する経費について

児童クラブの運営に関する経費については、入所児童の保護者から支払われる保育料及び指定管理料で運営するものとします。

これに加えて、午後6時から午後7時までに係る延長保育料は、別途月額1,000円とします。

### (2) 指定管理料に含まれるもの

- ア 人件費
- イ 管理費
- ウ 事業費
- エ 事務管理費

### (3) 指定管理料の支払い

指定管理料は会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに、指定管理者から提出された事業計画書及び収支予算書等をもとに、市議会による予算の議決を得て、次年度



の年度協定を締結する中で決定します。

また、指定管理料は各年度の4月から9月（前期）、10月から3月（後期）に分けて、6月（前期分）と11月（後期分）に前金払いで支払います。

なお、支払時期や支払方法等は、基本協定及び年度協定にて定めます。

#### (4) 指定管理料の用途

指定管理者は、児童クラブの管理運営に要する経費以外に使用することはできません。

### 9 指定管理者の募集に関する事項

#### (1) 募集期間

令和3年10月18日（月）から22日（金）まで

#### (2) 申請者の資格

本募集に申請できる者は指定団体のみとし、次に掲げる条件の全てを満たすこととします。

ア 申請日現在、逗子市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を満たす事業であって、かつ逗子市放課後児童クラブ事業実施要綱（以下「市実施要綱」という。）の内容を実施するものとします。

イ 団体であること。法人格の有無は問わない。ただし、共同事業体にあつては、本件の応募に関して他の団体の構成員として応募をしていない2以上の団体により構成されるものに限る。

ウ 団体若しくはその代表者が契約を締結する能力を有すること、又は破産者で復権を得ていること。

エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により逗子市における一般競争入札の参加を制限されていないこと。

オ 逗子市から指名競争入札の参加資格の停止の措置を受けていないこと。

カ 国税及び地方税を滞納していないこと。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てをしていないこと、又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てをしていないこと。

ク 逗子市暴力団排除条例（平成23年逗子市条例第15号）に抵触しないこと。

ケ 2年以内に地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定管理者の指定の取消しを受けたことがないこと。

コ 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）に加入していること。（加入の必要がない場合は除く。）

サ 2年以内に労働基準監督署からは是正勧告を受けていないこと。仮に受けている場

- 合は、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済であること。
- シ 地方公共団体の長や議員が経営する法人・団体でないこと。
- ス 本業務について、十分な業務遂行能力と、本業務と類似の業務の実績（成果）を有すること。

(3) 募集要項の配布

- ア 配布期間  
令和3年10月18日（月）から22日（金）まで
- イ 配布場所  
逗子市教育委員会教育部保育課（逗子市役所5階）

(4) 質問の受付

本募集に関する質問は、次のとおり受け付けをします。

- ア 受付期間  
令和3年10月18日（月）から22日（金）まで
- イ 受付方法  
別紙「質問書」に記入のうえ、電子メール添付で送付してください。
- ウ 回答方法  
質問に関する回答は、書面にて行います。

(5) 申請書類の提出

申請書類の提出については、次のとおりとします。

- ア 提出期間  
令和3年10月18日（月）から22日（金）まで
- イ 受付時間  
午前8時30分から午後5時まで
- ウ 提出場所  
逗子市教育委員会教育部保育課（逗子市役所5階）
- エ 提出方法  
逗子市教育委員会教育部保育課（逗子市役所5階）に持参してください。

(6) 申請に必要な書類

提出書類については、A4サイズ、2穴、ファイル綴りにし、正本1部に加え副本5部を添えて提出してください。

また、書類の作成にあたっては、使用言語は日本語とし、単位はメートル法を使用してください。

ア 逗子市放課後児童クラブ指定管理者指定申請書（第1号様式）

イ 添付書類

(ア) 定款、規約又はこれらに類するもの

(イ) 法人の登記事項証明書（法人の場合に限る。）

(ウ) 事業計画書

※ 事業計画書（指定管理契約における年度契約の際の事業計画と同様の内容で作成してください。）

※ 入所のしおり及び重要事項説明書を添付してください。

※ 現在従事している職員全員の名簿及び履歴書を添付してください。

※ 事業実施に係るマニュアル・様式等を定めている場合は、添付してください。

(エ) 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの

※ 平成31年度・令和2年度分を添付してください。

(オ) 団体の組織、沿革その他事業の概要・実績を記載した書類

※ 団体実績等調書（別紙1）を作成してください。

※ 団体における事業実施の意義等に関する調書（別紙2）を作成してください。

※ 役員名簿及び、法人代表者の履歴書を添付してください。

※ 支社・営業所等がある場合は、名称や位置等が分かる書類を添付してください。

※ その他、団体の組織、沿革その他事業の概要・実績等を記載した資料があれば添付してください。

(カ) 誓約書（別紙3）

(7) 申請に際しての留意事項

ア 募集要項の承諾

申請者は、逗子市放課後児童クラブ指定管理者指定申請書の提出をもって本要項の記載内容を承諾したものとみなします。

イ 申請書類の取り扱い

申請書類は理由の如何を問わず返却しません。

ウ 申請書類の著作権

申請書類の著作権は、それぞれ作成した団体に帰属します。なお、指定管理者の選定結果及び提案内容等を公表する場合、その他教育委員会が必要と認めるときには、教育委員会は申請者の承認を得ず、無償で応募書類の全部又は一部を使用できるものとします。

エ 申請書類の開示

申請書類は、逗子市情報公開条例（平成13年逗子市条例第3号）に基づき公開することがあります。

また、指定管理者の候補者の申請書類の事業計画書及び団体の組織、沿革その他事

業の該当・実績を記載した書類については、議会における指定管理者の指定に関する議案の資料となることから、原則公開します。

オ 申請の辞退

正当な理由がある場合に限り、申請書類を提出した後に辞退することを認めます。その際には、「辞退届」（様式任意）を提出してください。

カ 申請内容変更・追加の禁止

提出された書類の内容の変更又は書類の追加はできません。ただし、選定委員会が認めた場合はこの限りではありません。

キ 重複申請の禁止

申請は1団体につき1案とし、複数の提案はできません。

ク 接触の禁止

市が認める場合を除き、募集の告示（令和3年10月18日）から選定結果の公表時まで、逗子市放課後児童クラブ指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）委員、その他の本件関係者に対して、本件申請について直接・間接を問わず接触を禁じます。

ケ 団体職員以外による、以下の行為の禁止

申請にあたって、申請団体の職員以外が、以下の行為を行うことを禁止します。

- (ア) 事業計画書等、提出書類の作成（作成に関する技術的な助言等は可）
- (イ) 選定委員会の面接審査への出席

コ 費用負担

申請に関して必要となる費用は、全て申請者の負担とします。

サ 失格要件

申請者が次の事項に該当した場合は、失格となることがあります。なお、失格となった場合においても申請に要した費用の負担は行いません。

- (ア) 申請後に申請資格を満たさないこととなった場合あるいは申請資格を満たさないことが判明した場合
- (イ) 募集要項に定める手続きを遵守しない場合
- (ウ) 申請書類に虚偽の内容を故意に記載した場合

10 協定に関する事項

(1) 協定の締結

業務内容に関する細目的事項、指定管理料に関する事項、管理の基準に関する細目的事項等について、指定管理者と市との間で協議のうえ、協定を締結します。協定には、指定管理に係る基本的な事項を締結する「基本協定」と、年度ごとに必要な事項を締結する「年度協定」があります。

ただし、協定締結又は協定発効以前に、指定管理者が財務状況の悪化や社会的信用の著

しい喪失など、指定管理者としてふさわしくないと認められる状況に陥った場合は、協定を締結しない、あるいは協定を解除することがあります。

なお、教育委員会は議会の議決を得られなかったとき、指定管理者の候補者が協定の締結を行わなかったときや協定を解除したときにおいては、指定管理者の候補者が本件に関して支出した費用については補償しません。

## (2) その他

基本協定の解釈に疑義が生じた場合又は基本協定に定めのない事由が生じた場合、教育委員会と指定管理者は協議するものとします。

## 11 指定管理業務の継続が困難となった場合の措置

指定管理者は、指定管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに教育委員会に報告しなければなりません。その際、教育委員会は指定管理者に対し、次の必要な措置を取ることができるものとします。

### (1) 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合は、教育委員会は指定の取消し又は期間を定めて管理業務の全部又は一部を停止することができます。その場合、教育委員会に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。

なお、指定管理者は、次の管理運営者が円滑かつ支障なく業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

### (2) 当事者の責めに帰すことができない事由による場合

不可抗力等、教育委員会及び指定管理者双方の責めに帰すことのできない事由により、業務の継続が困難になった場合、事業継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わないときには、一方が事前に書面で通知することにより協議を解除できるものとします。

なお、指定管理者は、次の管理運営者が円滑かつ支障なく業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

## 12 損害賠償等

(1) 「11 指定管理業務の継続が困難となった場合の措置」により指定管理者の指定が取り消され又は業務停止となり、教育委員会に損害を与えたときは、教育委員会は指定管理者に対し、損害賠償請求をすることがあります。また、指定の取消し又は業務停止により、当該指定管理者に損害が生じた場合であっても、教育委員会はその賠償の責めを負わないものとします。

(2) 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する施設又は設備を損傷し、又は汚損したときは、それによって生じた損害に相当する額を教育委員会に賠償しなければならないこととします。ただし、教育委員会がやむを得ない事情があると認めたときは、この限りではありません。

(3) 管理運営の瑕疵が原因で事故が発生した場合に対処するため、損害保険会社により提供されている指定管理者に対応した施設賠償責任保険に加入し、当該保険からの保険金により損害賠償責任に対応するものとします。

### 13 業務の委託等

指定管理者は、指定管理業務の全部若しくは主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。

ただし、施設の管理に関する業務を委託する場合で、事前に教育委員会に書面で申請し、書面による承諾を得たときはこの限りではありません。

### 14 原状回復及び事務引継ぎ

指定管理者は、指定管理期間が満了するとき（継続して指定管理者に指定されたときを除く。）又は指定が取り消されたときは、速やかに原状回復して施設、設備、備品、管理に必要なデータ等を引き渡すとともに、教育委員会又は新たな指定管理者と十分な事務引継ぎを行うこととします。ただし、原状回復について教育委員会の承認を得たときはこの限りではありません。また、法人所有のパソコン等がある場合には、個人情報等データの削除を行っていただきます。

### 15 リスク分担

教育委員会と指定管理者のリスク分担については、「リスク分担表」のとおりとします。なお、疑義及び想定外の事由が生じたときは、双方の協議によるものとします。

リスク分担表

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		市	指定 管理者
指定議案の否決	指定管理者選定議案が否決された場合の経費等		○
不服申立て	指定管理者が行った公の施設の利用に関する処分に対する異議申立て	○	
法令の変更	指定管理業務の遂行に影響を及ぼす法令変更	○	
	その他		○

税制度の変更	指定管理業務の遂行に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
金利・物価変動	金利・物価の変動に伴う経費の増		○
政治的・行政的理由による事業変更	政治的・行政的理由から、施設管理、運營業務の継続に支障が生じた場合又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費負担		協議事項
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、高潮、津波、地震、地滑り、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動その他の自治体又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能		協議事項
管理・事業計画等	管理・事業計画等の不備に関するもの		○
施設・設備・備品等の損傷等	経年劣化によるもの（1件当たり100万円未満の修繕等）		○
	〃（1件当たり100万円以上の修繕等）	○	
資料等の棄損等	指定管理者の責めに帰す理由によるもの		○
利用者及び第三者への賠償	指定管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合		○
	上記以外の理由による場合	○	
セキュリティ	指定管理者の警備不備による情報漏洩、犯罪発生		○
	上記以外の理由による場合	○	
周辺地域・住民及び施設利用者への対応	地域との協調		○
	施設管理、運營業務内容に対する住民及び施設利用者からの反対、訴訟、要望への対応		○
	上記以外の理由による場合		協議事項
事業終了時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は指定を取り消した場合の撤収費用		○

## 16 その他

租税に関して、指定管理者は、原則として法人税、法人市民税、県民税、法人事業税及び事業所得税等の課税の対象になることがあります。また、新たな事業用資産（償却資産）を設置する場合は、固定資産税等の課税の対象となります。詳しくは、管轄の税務署、県税事務所、市役所課税課等の関係機関にお問い合わせください。

## 17 問い合わせ先

逗子市教育委員会教育部保育課

住所：〒249-8686 逗子市逗子5丁目2番16号

電話：046-873-1111 内線534 ファクシミリ：046-873-4520

電子メールアドレス：[hoiku@city.zushi.lg.jp](mailto:hoiku@city.zushi.lg.jp)

## 逗子市放課後児童クラブ指定管理者 審査基準

平成 24 年 1 月 10 日制定

No	評価項目	評価の視点
1	業務の理解度・社会情勢の把握と資料調達力・分析力	・業務の理解度は十分か
		・法令や条例等を理解し順守する内容か
		・社会情勢の把握に努め、分析する姿勢と能力があるか
		・最新の情報収集に努め、分析する姿勢と能力があるか
		・誤字脱字などのミスは少ないか
2	提案内容の的確性	・業務の実施手段は妥当か
		・検討項目の内容の具体性と質及び量
		・独創性や現実性があるか
		・採用手法の妥当性はあるか
3	予算・コスト	・提案内容にかかるコストの妥当性
		・提案コストによる事業の実現性と継続性
4	財政状況	・財政状況は健全か
		・事業遂行上の資金調達力はあるか
5	事業計画についての基本的な考え方	・健全育成の捉え方はどうか
		・事業計画の立て方はどうか
		・年間、月間、行事等
6	デイリープログラムの内容	・事業目的が達成される内容となっているか
		・現実性があるか
		・日々の保育・指導の内容
7	年間事業計画の内容	・季節の行事を取り入れているか
		・地域との交流や協力を得る努力をしているか
		・世代間交流を取り入れている努力をしているか
8	児童の指導に対する基本的姿勢	・児童の状況の把握の視点と手法
		・家庭の状況の把握の視点と手法
9	障がい児の受け入れについて	・障がいへの理解の程度
		・障がい児の保育についての考え方とスキル
10	健康管理	・健康管理に対する考え方と手法
		・保護者・医療機関・市との連携
11	安全確保・防災・防犯体制について	・安全確保に対する視点と方法
		・防犯、防災対策に対する考え方と手法
		・緊急時の対応
12	衛生管理	・衛生管理についての考え方と手法
13	おやつの内容	・栄養価、安全性、衛生面等を考慮し、午後 7 時までの保育に耐えるものになっているか
		・時間配分を考慮しているか



14	保護者との連携・意見聴取	・保護者会に対する考え方と連携の手法が適切か
		・保護者の意見聴取の手法は適切か
		・個々の家庭との連携に対する考え方と手法
15	学校・地域・関係機関との連携	・関わり方のスキルがあるか、連携の手法は適切か。
16	ふれあいスクールとの連携	・事業間連携、デイリープログラムについての調整手法
17	内部情報伝達	発注者の指示等を的確に理解し、実行しているか
18	指導員について	・指導員を採用する上での視点、資格の確認
		・指導員間の意思疎通、共通認識の図り方
		・研修(指導員の資質向上)の考え方と内容
19	人材確保	・雇用形態は正当か
		・直接雇用をしているか
		・職員の教育内容
20	理解・指導力	・児童、保護者等に対面する場合の対応力
		・理論的で冷静な話しができるか
21	協調性	・冷静に議論ができるか
		・自らの立場に固執せず、建設的な議論ができるか
22	情報保護	・個人情報保護制度について十分に理解しているか
		・情報保護の手法が適切か
23	記録	・活動の記録の手法は適切か
		・記録の書式が適切に管理されているか
24	事故等と報告	・苦情に対する考え方と、対処のスキルがあるか
		・事故に対する考え方、対処のスキルがあるか
25	施設の維持管理	・施設の維持管理・安全管理について十分に理解しているか
		・日常的な施設の維持管理・安全管理の手法が適切か

#### 評価手法

- ・評価項目は別紙のとおりとし、各項目について審査委員が0点から4点の範囲で採点する。  
(満点100点)
- ・各事業者の総点数を審査委員の人数で除した点数が60点を下回った場合は、失格とする。
- ・各評価項目において1項目以上、各事業者の総点数を審査委員の人数で除した点数が0点である事業者は、失格とする。

## 逗子市放課後児童クラブ指定管理者の組織・事業概要

名 称	ライクアカデミー株式会社	株式会社創英コーポレーション	特定非営利活動法人 波の子
受託施設	逗子小学校区、沼間小学校区 久木小学校区	池子小学校区	小坪小学校区
設立年月日	平成元年 12 月	平成 11 年 10 月	平成 28 年 11 月(保護者会は昭和 55 年 3 月)
組織形態	株式会社	株式会社	特定非営利活動法人
所在地	東京都渋谷区道玄坂 1-12-1 渋谷マークシティウエスト	平塚市日向岡 2-2-10	逗子市小坪 5-21-15
代表者	代表取締役 田中 浩一	代表取締役 豊川 忠紀	理事長 石橋 裕
資本金	5,000 万円	1,000 万円	—
事業内容	保育施設の運営・運営受託 放課後児童クラブの運営・運営受託 児童館の運営受託 など	個人指導学習塾 放課後児童クラブの運営受託	波の子学童クラブの運営
運営施設数等 ※R3. 11. 1 現在	受託保育施設 137 ヲ所 保育所等 157 ヲ所 学童クラブ・児童館等 86 ヲ所	個人指導学習塾 107 ヲ所 放課後児童クラブ 1 ヲ所 ※関連組織として社会福祉法人を設立して おり、認可保育所 5 か所を運営。	放課後児童クラブ 1 ヲ所
特徴・特色等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「暖かい〃空間(いえ)〃が人を育てる。」という事業コンセプトのもと、長年保育施設の運営・運営受託で実績を上げてきた。</li> <li>・都内、横浜市・川崎市、横須賀市他で認可保育所を設置し運営。</li> <li>・学童保育は、中野区、新宿区、練馬区、浦安市等で運営、他に都内で複数の児童館や横浜市のキッズクラブ等の運営を受託している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業理念は、「夢見る力と大きな感動を」</li> <li>・個人指導塾を経営。デイキャンプ、バーベキュー大会や理科実験、読書感想文等さまざまな体験等を導入し、幅広いプログラムを実施。広汎性発達障がいの子どもの指導等も行っており、進学ばかりではない、幅広く子どもの発達を支援することに力点を置いて運営してきた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市の学童保育の草分けの 1 ヲ所。開所当初から保護者会で運営しており、保護者と指導員の強い連携と、逗子市学童保育連絡協議会の協力で運営してきた。</li> <li>・運営基盤の安定のため、平成 28 年 11 月に「特定非営利活動法人 波の子」の認証を受け、平成 28 年度中は指定管理者としての運営体制の構築を行う。</li> <li>・平成 29 年 4 月 1 日より特定非営利活動法人 波の子にて運営開始。</li> </ul>





## 問8 衛生管理について

評 価	逗子小		沼間小		久木小		小坪小		池子小	
	R元	R2	R元	R2	R元	R2	R元	R2	R元	R2
非常に良い	21.3%	15.5%	17.5%	33.3%	20.4%	34.1%	38.2%	46.7%	25.9%	16.7%
良い	40.4%	51.7%	45.0%	44.4%	53.1%	54.5%	44.1%	48.9%	66.7%	70.0%
小計	61.7%	67.2%	72.5%	77.7%	73.5%	88.6%	82.3%	95.6%	92.6%	86.7%
普通	38.3%	32.8%	37.5%	22.2%	26.5%	9.1%	14.7%	4.4%	7.4%	10.0%
努力を要する	0%	0%	3.0%	0%	0%	2.3%	0%	0%	0%	3.3%
不適切	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
無回答	0%	0%	0%	0%	0%	0%	2.9%	0%	0%	0%

## 問9 保護者会への対応について

評 価	逗子小		沼間小		久木小		小坪小		池子小	
	R元	R2	R元	R2	R元	R2	R元	R2	R元	R2
非常に良い	12.8%	15.5%	25.0%	22.2%	26.5%	29.5%	52.9%	53.3%	40.7%	13.3%
良い	53.2%	36.2%	37.5%	44.4%	51.0%	45.5%	38.2%	44.4%	55.6%	53.3%
小計	66.0%	51.7%	62.5%	66.6%	77.5%	75.0%	91.1%	97.7%	96.3%	66.6%
普通	29.8%	41.4%	27.5%	25.0%	20.4%	20.5%	8.8%	2.2%	3.7%	26.7%
努力を要する	4.3%	1.7%	5.0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
不適切	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
無回答	0%	5.2%	5.0%	8.3%	2.0%	4.5%	0%	0%	0%	6.7%

### 【令和元年度に実施した調査のまとめ】

◇令和元年度に実施した調査における事業者への全体評価で、「非常に良い」「良い」の回答は、62.5%～96.2%で、概ね良好であった。

◇問6 防犯や安全管理についての項目で、久木小学校放課後児童クラブで「不適切」と答えた保護者が1名いたが、自由記載欄に記載がなかったため、詳細は不明。

### 【令和2年度に実施した調査のまとめ】

◇令和2年度に実施した調査における事業者への全体評価で、「非常に良い」「良い」の回答は、70.7%～97.7%で、概ね良好であった。

◇各項目「不適切」の回答はなかった。

以上のことから、指定管理者として不適切と言える事業者は無く、適格性があると言える。